

国の災害・リスク対策に関する要望

2024年10月10日
東京商工会議所

基本的な考え方

本年元日に発生した能登半島地震やその約8か月後に同地域を襲った豪雨被害、日向灘を震源とする地震に伴う「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表等、度重なる災害に対して事業者は緊張感を高めている。また近年では、地震をはじめ激甚化・頻発化している風水害といった自然災害に加え、サイバー攻撃・感染症・紛争等、事業者を取り巻くリスクは多岐にわたる。自然災害が頻発し、また国際情勢が不安定化するなか、住民および事業者の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市「東京」の早急な構築を求める声が高まっている。

政府は2020年12月、123対策・15兆円規模からなる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、取組みの加速化・深化を図るとともに、地方公共団体等の災害対応力強化や流域治水の推進等、各省庁においても、防災・減災対策を着実に進めている。また東京都においても2022年12月、「TOKYO強靱化プロジェクト～『100年先も安心』を目指して～」を策定した。2023年12月には、その道筋を確かなものとするべくアップグレード版を公表し、2040年代に目指す強靱化された東京の姿や5つの危機と複合災害に対して取組むべき事業をとりまとめ、総事業規模は17兆円を見込んでいる。

あらゆる危機事象に対応するには、災害・リスク対策や国土強靱化対策の着実な実施が肝要であり、事業者においても事業継続に向けた備えが必要不可欠である。そのためには、各々の住民・事業者が自ら危機を再認識した上で、「自助・共助・公助」のあるべき姿を社会全体で共有し、自律的な対策を推進する必要がある。

当所では、かねてから「自助・共助」の取組みの底上げが必要と主張してきた。とりわけ、企業においては、顧客や取引先等との共存共栄を図るという意識のもと、強靱なサプライチェーンの構築に向けた防災活動の強化を図ることが重要である。

行政の災害対策への需要は無尽蔵に膨らむ傾向がある一方、対応資源は限られている。したがって、「自助・共助」により「公助」への負担を減らし、「公助」は広く国民に便益をもたらす取組みや真に必要な取組みに重点化していくことが必要である。

その際、民間の知恵と工夫を活用した、官民連携による取組みが不可欠である。災害・リスク対策、国土強靱化に貢献する民間企業の意欲的な取組みを促す施策を展開することにより、官民の持ち味を活かした対策を推進することが、社会全体のレジリエンス強化につながる。

以上のような考え方のもと、政府におかれては、省庁間ならびに政府と地方公共団体とが緊密に連携し、各政策課題に迅速かつ着実に取組まれたい。当所としても、中小企業の災害・リスク対策の促進に向けて行動するとともに、最大限の協力を行う所存である。

目 次

基本的な考え方	1
I. 重点要望項目	3
1. 能登半島地震を教訓とした首都直下地震対策の展開	3
2. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進	7
3. 情報セキュリティ対策の強化	8
4. 有事を想定した危機管理体制の整備の推進	10
5. オールハザード型 BCP 策定の支援強化、自助・共助の活性化	11
II. 継続要望項目	15
1. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備、官民連携の推進	15
2. レジリエントなまちづくり	16
3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上	18

I. 重点要望項目

1. 能登半島地震を教訓とした首都直下地震対策の展開

本年元日に能登半島地震が発生したほか、8月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたこともあり、住民・事業者における地震への危機意識が高まっている。能登半島地震では、人的被害1,740人（うち死者401人）、住家被害133,037棟（うち全壊6,421棟）等の甚大な被害が発生した（10月1日時点）。首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と言われており、能登半島地震の教訓を活かし、事前の対策に万全を期す必要がある。

また、能登半島地震の約8か月後には、同地域で線状降水帯が発生する豪雨被害に襲われた。地震の影響で地盤が脆弱化していたほか、護岸や堤防が十分に復旧していない状況であったことから、土砂崩れや河川氾濫等の被害が拡大したという指摘がある。首都直下地震の発生時に、他の災害が短期間で起こったとしても被害を軽減し迅速な復旧・復興活動を実現するためには、適正な予算を確保し、交通・物流ネットワーク等のインフラや電力・通信をはじめとしたライフラインの強靱化・帰宅困難者対策・液状化対策等、広範にわたって整備を進めておくことが求められる。

①交通・物流ネットワークの強靱化、電力・通信の確保

2022年5月に東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相として、インフラ・ライフラインの復旧に向けた動きや救出救助機関等による応急対策活動の展開が時系列で示されたが、このなかで、発災後は橋梁等の被害や沿道建物・電柱等の倒壊により、至る所で道路寸断が発生することが想定されている。

国土交通省は、災害時に被災する道路から救援する強靱道路の構築を掲げ、高規格道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を行っている。能登半島地震においても主要道路が寸断される被害が起きており、大規模地震発生 of 切迫性を鑑みれば、被害状況の把握や救出救助、消火活動、緊急支援物資の輸送等の着実な遂行を担保する交通・物流ネットワークの強靱化は急務のため、強力に推進されたい。また、災害時には物資や人を輸送する需要が一気に高まり、車両不足や渋滞の発生が懸念されている。災害時にこういった輸送需要が発生し、またどれだけの車両が必要となるか、平時から想定して準備をすることも重要である。

加えて、迅速な復旧・復興活動の展開には、電力・通信の確保も重要である。能登半島地震では、主に配電設備の損傷により最大約4万戸の停電が発生した。我が国の経済を支える首都圏においては、停電による影響は極めて大きく、電力の安定供給は重要な課題である。

電力の安定供給に向けては、エネルギー拠点の分散配置と省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入・利用の拡大が必要である。特に都心や自立分散型郊外都市においては、熱効率に優れたコージェネレーションシステム等の導入をはじめ、地域におけるエネルギーの効率的利用（地域冷暖房等）を図ることが望ましい。国土交通省は、国際競争業務継続拠点整備事業としてエネルギー導管及びその付帯施設の整備に要する費用について、5分

の2の補助を行っているが、コージェネレーションシステムの整備は災害対策のみでなく、カーボンニュートラルにも資する事業であることから、積極的な支援が必要である。

加えて、住宅・建築物の高断熱化・高効率設備の導入とともに、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を備える ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、非常用電源としても活用できる電気自動車等の ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）の普及を図ることは、災害時の電力確保にもつながるものである。よって、太陽光パネル設置等の費用負担に対する財政支援の拡充や、電気自動車・燃料電池自動車等 ZEV 普及のための充電・充填設備等インフラの早期整備を進められたい。

一方、本質的な解決策は電力安定供給の確保である。首都圏の電力需要を支える火力発電所は東京湾に集中していることから、首都直下地震が発生した場合、火力発電所のほぼ全てが運転停止となる可能性も指摘されている。GX(グリーントランスフォーメーション)との両立を図るためには、原子力発電の再稼働促進や大手電力会社間で電力の融通を行うための送電網整備等、電力システムの強靱化が極めて重要であり、その推進に向けて、住民・事業者の意識醸成を図る必要がある。

加えて、災害時の迅速な対応には、通信の確保も不可欠である。5Gをはじめとした情報通信網の強化に取り組む事業者への支援を通じ、強靱・高速・大容量の全国的なネットワークを構築し、安全・安心を確保する必要がある。とりわけ、避難所や医療機関等災害時に重要な役割を担う施設においては、通信ネットワークの整備や停電の長期化・広域化により、通信障害が生じた場合を想定した防災計画の検討等の取り組みを強化することが重要である。その際、最先端の衛星通信を取り入れて宇宙空間からの通信を確保することも検討されたい。

また、地震に対する交通・物流ネットワークの強靱化、電力・通信の確保に向けては、無電柱化も有効である。国土交通省は無電柱化推進計画のもと、新設電柱の抑制に取り組んでいるが、2022年度は1年間で約5万本の電柱が純増したとされている。電柱増加要因の多くは住宅開発であることから、無電柱化の必要性について広く周知し、民間による取り組みを促していくことが重要である。なお、国土交通省が2020年に行ったアンケート調査によると、全国の地方公共団体の約8割が「過去5年間に無電柱化事業を実施したことがない」と回答する等、多くの自治体において無電柱化事業が後回しとなっている実態があることから、国土交通省が2023年7月に改訂した無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド

（案）を広く周知するとともに、無電柱化事業の実施にあたりきめ細かな支援を展開されたい。なお、緊急輸送道路および避難施設等へ向かう主要な生活道路をはじめとして、重点地域を決めて推進することも重要である。

②上下水道の耐震化・応急給水体制の整備促進

能登半島地震では、広範かつ長期に及ぶ断水が発生したことで避難所での避難生活が長引き、また生活用水の確保が大きな課題となった。一部の避難所では、手洗い・入浴設備が整わず衛生環境が悪化、感染症が拡大する等の二次被害が生じたと言われている。首都直下地震が起きた場合、避難所への避難者は最大200万人にのぼるとされているが、長期断水による影響を最小化するためには、上下水道の耐震化を早急に進める必要がある。また能登半島地震においては、浄水場といった上下水道の中核施設が被災したことで、復旧

までに時間を要したことから、これらの施設に重点を置いた耐震化の推進が肝要である。

水道管の耐震化について、厚生労働省の調査によれば全国の主要な水道管のうち耐震性を備えているものは42.3%（2022年度末）に留まっている。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において2027年度の耐震化率目標を54%としているが、耐震化のペースを加速化すべく取組みを強化されたい。

このほか、断水に備えた応急給水体制の整備促進も重要である。能登半島地震で設置された避難所のなかには、循環型浄水システムの導入により生活用水を確保し、手洗いやシャワー等の利用が可能となった事例がある。今後、特に過疎地域では従前の大規模な上下水道システムの維持が難しくなるケースも考えられる。こうした取組みを参考に、地方公共団体との連携のもと、中長期的な視点で断水時における生活用水の確保に向けた施策を推進されたい。

③実効性ある帰宅困難者対策の推進

2012年に制定された東京都帰宅困難者対策条例では、都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料その他災害時における必要な物資の備蓄、従業員との連絡手段の確保等を努力義務としている。

当所が本年6月に実施した「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート調査」（以下、当所会員へのアンケート調査）では、帰宅困難者対策条例について努力義務の内容を含めて知っていると回答した企業は35.3%に留まる。大地震発生時の適切な行動を促すためには、日頃からの情報提供を通じて、一斉帰宅抑制に対する正しい理解と認知度向上を図ることが重要である。

また、各企業やその従業員は、発災時、被害状況や公共交通機関、道路等の交通状況、一時滞在施設の開設状況等について速やかな情報提供を求めている。民間企業の提供するアプリケーション等とも連携し、デジタル技術も活用した情報収集・提供手段を検討されたい。

あわせて、一時滞在施設においては、円滑な受入れや混雑状況のリアルタイムでの把握につなげるため、受入れの際の手続きをデジタル化することも必要である。感染症拡大中の問診票の取得や、受入期間中の食料等の配布物の受領管理、施設退所時の退出管理等についてもデジタル技術を活用して実施することが、民間一時滞在施設の運営負担軽減の観点からも有効である。加えて、鉄道が早期に運行再開した際には、帰宅を支援することも検討されている。各企業は、従業員の安全を最優先に帰宅を判断する必要があることから、分散帰宅を促す際の判断基準等を示すことが、混乱回避の観点からも望ましい。

④液状化対策の推進

能登半島地震では、液状化に伴う側方流動が発生し、複数の地域で地盤沈下や地割れ等の被害に見舞われた。首都直下地震においても液状化リスクが指摘されており、東京都では液状化による都内の建物全壊棟数が1,549棟にのぼると想定している。また、東京都が公開している「東京の液状化予測図」では、都内の城北地域から沿岸部までのエリアで液状化が発生する可能性が高いと予測している。首都直下地震により液状化が発生した場合、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復

旧までに長い時間を要することが見込まれる。

したがって、ライフライン施設に重点を置き、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等のさらなる周知を通じて、地域住民や事業者の液状化に対する意識の向上に取組まれない。

⑤中小ビル・木造住宅密集地域対策の推進

東京都が2022年5月に公表した首都直下地震の被害想定では、特定緊急輸送道路沿道建築物や住宅等における過去10年間の取組みにより、人的・物的被害の想定が減少したことが示された。しかし、火災による危険性が高い木造住宅密集地域については、依然として多くの地域が不燃領域率70%に届いていない。能登半島地震では、木造建物の密集地域である輪島市の朝市通りで大規模な火災が起きたが、東京の木造住宅や中小ビルの密集地も同様のリスクを抱えており、各地域の事業者からは懸念の声が寄せられている。とりわけ、多くの昼間人口を抱える都心部においては、老朽化した中小規模のビルの耐震改修・建替えを早急に進める必要がある。また、企業の事業継続と従業員の安全確保の観点から、老朽化した工場や店舗等の耐震化も重要である。

各種規制や既存テナントの退去に係る費用負担等から、ビル所有者が耐震改修・建替えに二の足を踏まないよう高さ制限や斜線制限・日影規制、駐車場の附置義務、容積率の緩和のほか、助成制度・税制支援の一体的な推進等を積極的に検討されたい。

なお、取組みにあたっては、国や東京都、区市町村との緊密な連携を図り、例えば、下町の風情や木造の良さを残すエリアにおいては、外壁や外構に難燃化の技術を活用した木材を取り入れる等、地域の特性に応じた魅力的な街並みを維持・形成しつつ不燃化対策を行っていくことも必要である。

あわせて、地域特性を踏まえた小型送水車や小型ホース延長車の重点配備、デジタル技術を活用したAR訓練機器等の導入による初期消火能力の向上等の備えを図られたい。

⑥エレベーター閉じ込めに備えた対策

能登半島地震の発災時には、21府県で約1.6万台のエレベーターが停止し、14件の閉じ込めが発生した。首都直下地震の発災時にも同様の被害が見込まれるが、東京都が公表している被害想定によれば、地震時管制運転装置が機能せず最寄り階に停止できない、ドア等の振動を開放状態と認識しロックしてしまうといった要因により、都内のエレベーター約16.6万台のうち、最大約2.2万台とおよそ8台のうち1台が非常停止する可能性があるとされている。加えて、運転再開や扉の開放を行うエレベーターの保守業者も、多数の閉じ込めが同時に発生することで速やかな救助ができない可能性がある。

国土交通省は、346台の閉じ込めが発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、建築物耐震対策緊急促進事業と住宅・建築物耐震改修事業のなかでエレベーターの防災対策改修事業を行っている。こうした施策を周知し、地方公共団体を通じて活用を促進することが重要である。

加えて、1ビル1台復旧の考え方の普及等の周知啓発のほか、防災キャビネットの設置やエレベーター閉じ込めを想定した救出作業講習会・訓練等、自助・共助の対策についても地方公共団体等を通じた支援を促すことが必要である。

2. 頻発化・激甚化する風水害に備えた流域治水等の推進

気象庁によると、2023年の線状降水帯の発生回数は23回となり、前年の11回から約2倍に増加している。本年7月には、線状降水帯等の影響で山形県や秋田県で河川氾濫や崖崩れ等の甚大な被害が発生し、激甚災害に指定された。また、都内でも本年8月に記録的短時間大雨情報が発表された豪雨により、都営地下鉄で35年ぶり、東京メトロで20年ぶりに駅構内の浸水被害が生じている。

このような気候変動による風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、東京都では2023年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定したところであるが、これまで以上に流域治水や高台まちづくり等の風水害対策を強化する必要がある。

また、災害時に安全かつ迅速に避難を実行するためには、平時より事業者・住民に避難先等について周知をしておくことが求められる。加えて、効果的な情報発信方法については、事業者や住民の声を踏まえ、継続的に検討することが重要である。

①流域治水・高台まちづくりの推進

荒川・江戸川・多摩川といった河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、良好な都市空間や住環境の形成に資することから、まちづくりを進めていく上でも重要な事業である。地域の賑わい創出に向けて、民間事業者が高規格堤防整備とあわせて川裏法面の敷地を緑地等とした際の容積率の割増しやオープンカフェ等営業活動における使用を可能とすること等、民間事業者等による河川周辺の敷地の活用を促進する制度は、フェーズフリーの観点からも平時から付加価値の高い災害・リスク対策を実現するものであり、これを梃子として流域治水を推進されたい。その際、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法のなかから、地域のニーズを踏まえた最適な手法を用いることにより、整備を加速化することが求められる。このほか、民間事業者等が流域治水に貢献する事業を実施する際の補助制度や税額控除制度の創設・拡充も、その推進に有効である。

また、海拔ゼロメートル地帯をはじめとした地域においては、垂直避難可能な建物や水没地域外への避難路の整備を求める声が、事業者からも寄せられている。高層の建物や避難スペースの整備等と、高規格堤防等を組み合わせた高台まちづくりを、国と東京都の連携のもと推進することが重要である。

あわせて、上流における調節池の整備や洪水時の利水ダム等の活用は、下流地域の水害リスク軽減につながるものである。国土交通省は、荒川調節池群の洪水調節容量を約2.3倍とする荒川第二・三調節池の整備を進めており、迅速かつ着実に推進することが必要である。一方、こうした上流における治水対策では、地域の負担と受益が乖離するとの意見もある。2023年6月29日からの大雨では、九州8か所の雨量観測所で観測史上1位を記録する等、過去に九州地方で大きな被害をもたらした豪雨に匹敵する雨となったが、これまで堤防や砂防堰堤等を整備してきたことにより、大規模な土砂災害や浸水被害を回避している。流域における治水インフラのストック効果を広く発信することによって、上流や下流も含めた流域全体の住民・事業者等の理解を深めるとともに、官民の連携により治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組みの推進等が期待される。

もとより、災害ハザードエリアにできるだけ居住させない土地利用規制・誘導等も必要

であり、令和3年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置の拡充も検討されたい。

こうした取組みの加速化にあたっては、関係省庁や地方公共団体、事業者等との緊密な連携が不可欠である。国土交通省のリーダーシップの下、あらゆる関係者の積極的な関与を引き出し、ハード・ソフト一体となった種々の対策が確実に実施されるよう取組まれたい。

②広域避難・垂直避難等、大規模風水害対策の着実な実施

大規模水害時の避難については、2022年3月の広域避難計画策定支援ガイドラインのとりまとめを踏まえ、内閣府と東京都を座長とする首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会が設置され、広域避難先の開設・運営、避難手段・誘導、情報発信・伝達の3つの観点から具体的な検討が行われている。

同ガイドラインでは、いわゆる分散避難の考え方に基づく複数の避難行動パターンを組み合わせた検討を踏まえ、行政で避難先の確保が必要な広域避難者を約74万人と試算している。しかしながら、この試算結果は各住民が適切な避難行動をとることが前提である。地方公共団体等との連携のもと、平時から住民・事業者等への周知徹底を図り、事前の対策を促すことで、実効性を高めることが重要である。

加えて、大規模風水害が見込まれる場合の情報提供のあり方について、2021年の当所会員へのアンケート調査では、「空振りでもいいから、早めに情報提供してほしい(77.3%)」「被害・復旧の見通しや公共交通機関・主要駅の状況等を、地域一括で情報提供してほしい(76.7%)」との回答が多く挙げられた。このような企業の声をも十分に踏まえた計画策定や情報提供、周知啓発等が必要である。

また、首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会の資料によると、災害時の情報収集手段について、「テレビ」との回答が各年代において最多であったが、当所会員へのアンケート調査では、「SNSを除くインターネット」との回答が77.2%と最多であった。風水害が予想される際の情報発信においては、住民や事業者、来街者といった情報の受け手側の特性の違いを考慮したうえで、複数手段を効果的に組み合わせる必要がある。なお、住民・事業者が発災時の避難情報等を理解し、適切な行動をとるためには、平時からの取組みが不可欠であることを重ねて強調したい。

なお、気象庁は2022年6月より、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけを開始している。今後、予測精度の向上はもとより、技術面・運用面でさらなる改善を重ね、迅速かつ正確な情報提供の実現に取組まれたい。

3. 情報セキュリティ対策の強化

日本・東京商工会議所が本年9月に公表した「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」によると、「人手が不足している」と回答した企業は63.0%にのぼった。人手不足への対策の一つにデジタル活用が挙げられるが、当所が2023年7月に公表した「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」(以下、デジタル実態調査)によれば、中小企業のデジタル化の状況は「紙や口頭でのやり取りをITに置き換えている(30.6%)」「ITを活用して社内業務を効率化している(43.6%)」等が大多数を占めて

いる。約 8 割の企業で IT の導入が進んでいる一方で、業務効率化や差別化・競争力強化に資する活用ができていない企業は約 5 割に留まっており、IT 導入から活用へのシフトが課題となっている。また、従業員規模が小さい企業ほどデジタルシフトが遅れる傾向にあり、引き続き、中小企業向けの IT 導入・活用支援を推進する必要がある。

一方、本年 6 月に大手出版社がランサムウェアを含む大規模なサイバー攻撃を受け、システム障害や情報漏洩が発生する等、情報セキュリティ上の脅威が増大している。また、当所会員へのアンケート調査では「自社がサイバー攻撃を受けたことがある」と大企業の 21.9%、中小企業の 10.7%が回答する等、中小企業においてもその脅威が高まっている。しかしながら、同調査によると、BCP（事業継続計画）策定済み企業において情報セキュリティのリスクへの備えが必要と感じている企業が約 8 割であることに對し、BCP で対策できている企業は約 4 割に留まっている。

サイバー攻撃のリスクには、情報漏洩・事業や業務の停滞・信用損失等が想定される。被害を受けた場合、調査や対応に膨大な時間やコストを費やす可能性が高く、経営資源に限りがある中小企業こそ事前の対策が重要となる。

①IT 導入・活用と併せた情報セキュリティ施策の展開

当所が実施したデジタル実態調査によると、IT 導入による効果に「業務効率化」「標準化（脱・属人化）」「社内コミュニケーション促進」等を挙げる声が多い。現在、経済産業省では中小企業の IT 導入や DX による生産性向上に向けた支援となる「IT 導入補助金」や「マナビDX」による人材育成支援等を進めており、各事業の周知を一層強化すべきである。

他方、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）によれば、2023 年に確認されたサイバー攻撃関連の通信数は前年から 18%増加する等、事業者の被害リスクは年々高まっている。IT ツール導入にあたり情報セキュリティ対策は必要不可欠であることから、導入支援と組み合わせた情報セキュリティ対策支援を推進されたい。

②情報セキュリティ対策支援の強化・意識醸成

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、中小企業を対象とした各種情報セキュリティ対策を推進している。具体的には「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の周知や「SECURITY ACTION」による意識啓発等である。こうした事業は、中小企業におけるサイバーリスク低減につながる取組みであり、今後も継続されたい。

なお、当所会員へのアンケート調査では、中小企業の情報セキュリティ対策への年間投資額は「投資していない」「50 万円未満」と回答した企業で約 5 割を占めていることから、各種対策費用への補助拡充により、中小企業の情報セキュリティ投資を後押しすることが肝要である。また、同調査では約 1 割の企業が「自社が被害を受けたか分からない」と回答しているが、こうした中にも実際には被害を受けている企業が含まれている可能性もある。情報セキュリティに係る社内体制整備を促進すべく、専門家派遣等の支援を強化されたい。

このほか、セキュリティ対策の実施を各種補助金への加点要素と位置付ける等、情報セキュリティ対策の奨励や意識醸成を図るべきである。

4. 有事を想定した危機管理体制の整備の推進

2022年2月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始した。これにより、国連安全保障理事会の常任理事国の1つであるロシアにより、武力行使の一般的禁止等の国際社会の原則が破られたとともに、国際秩序の根幹を揺るがす事態に発展し、依然として混乱は続いている。ロシアのウクライナ侵攻は、既存の国際秩序に対する力による挑戦であり、欧州特有の課題ではなく、アジアを含めた世界中のどこにおいても生じ得る課題となった。

また、わが国を取り巻く安全保障環境においては、戦後最も厳しい状況にあるとの指摘もある。例えば、北朝鮮は前例のない頻度で弾道ミサイルの発射等を繰り返し、2022年10月には弾道ミサイルが日本上空を通過、11月には弾道ミサイルが日本の排他的経済水域内へ着弾した。2024年に入ってから繰り返し弾道ミサイルを発射しており、依然として予断を許さない状況が続いている。また同国は、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を急激に増やす方針を明確にしており、日本政府は北朝鮮を日本の安全保障にとって従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威と表現している。

わが国においては、想定しうる外部からの武力攻撃事態等に対応するため、2003年に事態対処法、2004年には国民保護法が成立し、国民の命や財産を守る仕組みである国民保護を実施するための基本的な法制が整備された。また足元では、防衛力強化の視点から防衛費の予算が積み増しされている。外部からの武力攻撃に際しては、国全体として万全の態勢を整備するとともに、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施することとなっている。加えて、本年3月には「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」が公表されたところである。

国民保護の実効性をさらに高めていくためには、あらゆる有事を想定して、国および東京都、区市町村による連携を強化するとともに、実践的な対策を実施しながら、危機管理体制を整備していく必要がある。一方で、当所会員へのアンケート調査によると、「戦争・紛争等」「テロやミサイル攻撃等」といったリスクに対して、BCPの中で想定している割合が1割以下となる等、多くの事業者では有事への備えができていないのが実態である。

①ミサイル攻撃を想定したシェルター整備促進

近年、北朝鮮はミサイル発射をかつてない高い頻度で繰り返している。また、わが国の周辺においても有事が想定される地域が存在しており、首都・東京にミサイルが飛来する可能性もゼロとは言い切れない状況となっている。

これまで、わが国にはシェルターに関する明確な定義が存在していなかったが、本年3月、「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」（以下、基本的考え方）が公表されたのは大きな前進である。この基本的考え方によれば、弾道ミサイル等の単体による攻撃を受ける場合、他の武力攻撃が複合して起こる場合に比べれば、その影響は短時間であると想定されている。このような短時間での攻撃への対策として、国は国民保護法に基づき、都道府県等に対してミサイル攻撃の爆風等からの直接被害を軽減する緊急一時避難施設の指定を求めている。東京都においては2024年3月時点で4,474施設（うち地下施設は614施設）を指定し、東京の定住人口約1,400万人分の施設を確保していると言われているが、食料品等の備蓄が無い場合、長引く事態への対応は難しい。核ミサイル等による甚大な被害が発生する事態も想定し、様々な視点から調査・検討を行

うとともに、国民保護を実現するためのシェルターの在り方や設置基準等を継続的に検討されたい。

また、公共施設はもちろんのこと、商業施設や住宅等におけるシェルター整備について、官民を挙げて推し進める必要がある。シェルター整備については海外が先行しており、台湾では人口の3倍超を収容できるシェルターを備えていると言われている。わが国においてもシェルター設置を加速化する観点から、ビルを新築・建て替えする際の設置費や、既存の建物をシェルターに指定した際の維持管理費の補助等により、シェルター整備を推進されたい。

②特定臨時避難施設の早期整備実現と整備要件検証

本年3月に公表された基本的考え方では、市町村の区域を超えて避難する広域避難の場合に輸送手段が航空機や船舶に限られるといった避難の困難性等がある地域として、先島諸島において、2週間程度の避難を可能とする「特定臨時避難施設」（以下、本施設）を整備する方針が打ち出された。弾道ミサイルをはじめとする様々な脅威が差し迫っていることから、財源確保のうえ早期の整備実現に取り組まれない。なお、本施設の整備にあたり備えるべき技術的仕様のガイドラインが示されたところであるが、海外事例等を参考にしながら、必要な設備について検討を重ねることが肝要である。

本施設は、市町村の区域を超えて避難する広域避難の場合に、輸送手段が航空機または船舶に限られるといった避難の困難性等が整備要件となっている。緊急一時避難施設が想定する滞在時間の短さを不安視する声もあることから、首都・東京における本施設整備の必要性についても、調査・検討を進められたい。

5. オールハザード型 BCP 策定の支援強化、自助・共助の活性化

都内の多くの地域に影響が及ぶ首都直下地震や水害、富士山噴火等の自然災害をはじめ、サイバー攻撃・感染症・紛争等、事業者を取り巻くリスクは、多様化・複合化している。危機事象発生に対する備えとして、事業者には策定が推奨されている BCP であるが、これまでは地震や風水害、感染症といった事象別に経営資源の被害を想定し、事業継続の方策を整理するものが主流であった。しかしながら、リスクが多様化する状況において、事象別に BCP を策定する場合、訓練や計画見直しに時間を要する等、課題が多いとの指摘もある。

一方のオールハザード型 BCP は、地域や個社別に重視するリスクを考慮したうえで、危機事象の発生によって結果として生じる経営資源の毀損、例えば、従業員の出勤停止、停電、仕入先の被災による部品調達不足等に着目して整理を行う BCP である。この考え方に立てば、想定外のリスクで危機事象が発生した場合でも、経営資源の毀損を前提に対策を講じているため、BCP が有効に機能するものと想定される。したがって、事象別の BCP からオールハザード型 BCP への転換を図るべく、事業者によるオールハザード型 BCP の策定を強力に促進すべきである。なお、当所では本年3月にオールハザード型 BCP の必要性や具体的な作成プロセスをまとめた中小企業向け策定ガイドを発行した。セミナー等を通じた策定支援を実施しているところであるが、今後も関係機関と連携しオールハザード型 BCP の普及促進に取り組む所存である。

このほか、防災力向上に資するリーダー人材の育成や災害時における民間企業のノウハ

ウ活用を通じ、自助・共助の活性化を図ることも求められる。

①オールハザード型 BCP 策定の必要性・重要性に係る周知

予期せぬリスクが生じた際においても従業員を守り、事業を継続するためには、あらゆるリスクに耐えられる想定をしたオールハザード型 BCP の策定が重要であることは言うまでもない。一方で、本年 8 月にとりまとめた当所会員へのアンケート調査では、BCP 策定済企業のうち、あらゆる災害・リスクに対応したオールハザード型を想定しているのは、わずか 14.9%に留まっている。オールハザード型 BCP の必要性や重要性について、理解が進んでいるとは言い難い状況である。

あらゆるリスクに対して事業継続力を強化する観点から、オールハザード型 BCP の必要性や重要性、取組みの好事例について分かりやすい形での周知を強化することで、事業者の理解促進を図るべきである。

②中小企業にも活用しやすい策定ガイドラインの公表

2023 年に実施した当所会員へのアンケート調査では、BCP 策定の課題として「具体的な対策方法が分からない」を挙げる事業者が 36.0%となった。BCP 策定の意欲はあるものの、スキルやノウハウの点で苦慮している事業者が多いものと推察される。また、本年の調査で「行政に強化・拡充を望む災害・リスク対策に係る施策」を尋ねたところ、「あらゆる災害・リスクに対する BCP 策定支援」と回答した事業者が 35.4%となっており、行政からの支援が期待される。

内閣府は、BCP 策定の普及促進に向けて 2005 年に事業継続ガイドラインの第 1 版を策定し、随時改定を行っている。当該ガイドラインには、オールハザードアプローチの視点が盛り込まれているものの、多岐にわたる項目に言及しているため文量が膨大であり、はじめて BCP 策定に取り組む事業者にとっては、内容をすべて理解することが容易ではない。記載内容を徐々にステップアップしながら BCP を策定していくロードマップを示すとともに、中小企業を含む具体的な策定事例や BCP のひな型を複数例示する等、事業者のレベルに合わせたソリューションを提供することが求められる。

また、国は中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画認定制度において、認定を受けた単独あるいは複数の中小企業に対し、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援策を設けている。また、中小企業基盤整備機構の当該制度の HP において、事業継続力強化計画の策定方法についてステップごとに分かりやすく解説しており、こうした取組みは今後とも継続されたい。

一方で、事業者ごとの災害・リスク対策の取組み状況の実態にあわせて、記載項目を柔軟に変更することが難しいことから、全ての中小企業にとって活用しやすい制度とは言い難い。より簡易な、あるいはより精緻な計画を策定したいといった各種ニーズにも対応できるよう、柔軟な制度設計を目指すという視点も重要である。2020 年の基本方針改正により、自然災害以外のリスクも支援対象リスクに加わっているものの、事業継続力強化計画にはオールハザードアプローチの視点が欠けていることから、新たな類型（オールハザード型）を追加する等の制度拡充を検討すべきである。

③BCP 策定・訓練の促進

本年の当所会員へのアンケート調査では、BCPの策定率は35.2%に留まる。とりわけ、中小企業のBCP策定率は28.2%と、大企業の73.7%に対して低い割合となっており、人員に余裕がない等の理由でBCP策定の優先順位が低くなっていることが推測される。

リスクが多様化する状況において中小企業がBCPを策定するには、前述のとおりオールハザード型BCPが現実的な手段となり得るが、会社の規模や事業内容によっては、自社の取組みやすい事象のBCPを作成した後、オールハザード型へ転換することも想定される。したがって、BCP策定に係る幅広い公的支援策やガイドライン等の継続的な整備が必要である。

内閣府では、事業継続ガイドラインを策定しているが、ガイドラインを踏まえたBCPの策定について、説明会の開催や動画での解説、策定支援講座等を行い、中小企業の活用を促進する取組みも実施されたい。その際、BCP策定が企業価値向上に資する取組みであるという視点や意識の醸成も必要である。

また、事業継続力強化計画認定制度のような策定支援体制を一層強化するとともに、防災・減災対策の誘い水となる施策により、民間の取組みを活性化することが重要である。とりわけ、中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業のBCP策定や防災・減災対策促進に資することから、期限を延長するとともに、蓄電池やガラスの飛散防止フィルム、雨水浸透柵や雨水貯留施設等も対象となるよう要件を検討されたい。また、企業等によるBCP策定や更新、訓練等の促進にあたっては、金融機関の融資における利率等の優遇や原則として公共調達の評価基準における加点要素とする等のインセンティブ拡充、助成制度創設も有効であり、国による積極的な取組みが必要である。

さらに、2023年の当所会員へのアンケート調査で発注時に取引先に対してBCPを取引条件にしたり、策定を指導したり、有無を確認しているか尋ねたところ、約9割の企業がいずれも行っていないとの回答であった。サプライチェーンをはじめとした共助に基づくBCP策定を推進すべく、事業者が取引先のBCP策定支援を行った場合のインセンティブを設ける等、企業間さらには産官学の連携を高める措置も検討されたい。その際、パートナーシップを強化する観点が必要であり、中小企業にとって過度な負担とならないよう配慮されたい。

BCPについて最も重要なことは、災害時にそれらの計画に基づく行動を実際にとれるようにすることである。本年の調査では、BCP策定済企業の約7割が見直しを、また約5割が訓練を実施しており、こうした取組みを後押しする施策も必要である。なお、最新のAI技術を活用したシミュレーション等により被害状況を可視化することで、個々人の危機意識の醸成を図り、災害を自分事として捉えて訓練に参加してもらうことも重要である。

このほか、事業者は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）の発表や台風による鉄道の計画運休実施等、災害警戒時の対応も検討する必要がある。こうした情報発表時には、従業員の安全確保やBCP再確認等の準備を適切に行うことが肝要であることから、災害警戒時の対応方針を策定する重要性についても周知を強化されたい。

④企業や地域の防災力向上に資するリーダー人材育成

近年の災害の激甚化・頻発化により、有事の際に公助が行き届かない可能性があること

から、自助・共助で対応する必要性が高まっている。そのため、各企業や各地域において、災害・リスク対策を身近なものとし、自助・共助の要となるリーダー人材を育成していく必要がある。

2022年の当所会員へのアンケート調査によると、防災士や危機管理士等防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は12.3%（大企業21.5%、中小企業8.3%）であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業をあわせて62.2%にのぼり、かつ大企業63.3%、中小企業61.9%と企業規模を問わず高い割合となった。

企業における防災人材の育成は、各企業の事業継続はもとより、地域の防災力向上にも寄与するものである。国においては、地方公共団体や企業・団体等による研修等の機会の充実・拡大を強力に支援されたい。あわせて、経営資源が不足する中小企業においては、費用負担が取組みの障害とならないよう、講習受講や資格取得の費用補助等、支援を行っていくことも必要である。

⑤発災時における民間企業のノウハウ・資源の活用

災害時には公助の資源が限られることから、民間のノウハウ・資源を有効に活用することが重要である。民間企業や業界団体等では、事業を通じて培ったノウハウをもとに、国や地方公共団体と連携し、復旧・復興活動に協力している。

関東地方整備局は災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社を認定し公表しており、「認定を受けることで、災害に強い会社であることを対外的にアピールできた」との声も寄せられている。より多くの企業が本制度の認定を受けるよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務等の協定（災害協定）締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

2018年の西日本豪雨では、早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では36協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第33条（災害時の時間外労働等に関する規定）の適用を円滑に受け取ることができたとの声が寄せられた。2024年4月より建設業・運送業への「時間外労働の上限規制適用」がはじまったことから、引き続き災害対応という非常に多忙を極める企業の状況をしっかりと確認したうえで適切な対応をお願いしたい。

また、トラック運送業においても、地方公共団体等との協力に基づき、災害時の物資輸送や支援物資の差配、また、平時には備蓄品の消費期限等の管理を行っている例がある。能登半島地震の発災時、復旧作業のための特殊車両の通行に関して、被災地域への、または被災地域からの貨物の運搬等である場合には、通行許可手続きを最優先で行う等の措置がとられたが、より迅速な復旧作業のため、有事の際にはこうした規制を柔軟に緩和されたい。特に大規模な物流施設や大型トラックの駐車場は環状七号線の外側に立地が進んでいるが、発災時に円滑な物資輸送ができるよう、事前に民間企業等との協定等により車両の通行ができるようにすることも必要である。

さらに、災害時には娯楽業等、通常通りの営業が一時的にできなくなる業種もある。そ

うした業種では、例えば大規模な駐車場を車中泊ができる避難場所として開放する等の取組みも検討されている。企業がこうした取組みを行うにあたり、法的責任や金銭的負担等が軽減されるよう最大限配慮いただきたい。

加えて、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、各企業の災害リスクにあわせた保険・共済の加入を一層促進する等、官民の連携により、被害軽減につながる有用な情報提供を積極的に行なっていくことが重要である。

Ⅱ. 継続要望項目

1. 迅速な復旧・復興活動に向けた体制整備、官民連携の推進

社会経済の複雑化に伴い、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが社会的に求められている。そのためにも、被災後に迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うための体制整備が不可欠である。

①TEC-FORCE の機能強化

- ・体制の充実・強化（大規模災害を想定した隊員の研修・訓練の充実、ICT技術や災害対策車両等の資機材の拡充）
- ・TEC-FORCEと関東ブロック都県等地方公共団体の訓練実施
- ・iTEC推進による被害全容把握の迅速化
- ・TEC-FORCE活動の周知と理解促進

②災害時の円滑な物資輸送体制の構築、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化

- ・大規模災害時にも機能する物流の構築（施設の耐震性強化、自家発電等防災設備の設置、浸水対策促進、新たな物流施設の整備、老朽化した物流施設の再整備、機能更新に対する税制上・財政上の支援拡充、免震倉庫の普及に対する支援措置の創設）
- ・多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築
- ・ドローンを活用した配送の技術開発支援・法整備、平時からのルート確保、配送キャパシティの拡大、孤立が想定される地域での演習
- ・BCPの策定における荷主と物流事業者の連携促進
- ・都市計画・土地区画整理事業・スマートインターチェンジの設置等による首都圏郊外部への大規模な物流施設の立地誘導
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（緊急避難道路沿いの老朽化マンション・木密地区のマンション・旧耐震基準のマンション等の行政主導による速やかな建替え・再開発、建築物耐震対策緊急促進事業の活用等による建物所有者への後押し）
- ・常時対応可能な道路啓開体制の構築と実効性の確保
- ・道路に加えて水路・航路・空路を含めた四路の連続性を確保した緊急輸送ルート設定
- ・緊急河川敷道路・緊急用船着場等の整備
- ・物資輸送車両等の大型車両に対応した軽油燃料を取り扱う給油設備の整備
- ・河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置

③都市の事前復興の周知啓発・取組み促進

- ・復興まちづくりのための事前準備ガイドラインに沿った区市町村における復興事前準備・事前復興の取組みの一層の周知啓発

④マイナンバーカードの災害時の対応機能強化

- ・本人同意を前提とした災害等緊急時における必要情報の他者閲覧機能拡充
- ・マイナンバーカードを活用した罹災証明書発行の普及促進

⑤災害・リスク対策におけるデジタル活用

- ・国が保有する災害・リスク関連情報のオープンデータ化と民間サービス開発の加速化による官民連携した災害・リスク対策の底上げ
- ・住民・事業者の包括的な情報収集にむけた一元的なプラットフォームの構築
- ・水害リスクマップの迅速な整備、企業への周知
- ・流域治水ケタ違いDXプロジェクト等を通じた災害対応力の強化

⑥防災情報の活用における官民連携促進、防災産業の育成

- ・防災×テクノロジー官民連携プラットフォームにおける取組事例の紹介
- ・民間企業の製品やサービスの活用を広く進めることによる防災産業の育成、社会全体の災害・リスク対策の底上げ

2. レジリエントなまちづくり

災害やリスクが多様化・複雑化するなか、危機事象が発生した場合においても、安全・安心が確保されたまちであることが重要である。安全で回復力のある持続可能な都市空間を実現し、住民・事業者が安心して生活できるまちづくりを進める必要がある。

①陸・海・空の主要な交通施設の強化

- ・首都圏三環状道路の整備推進、ストック効果の早期発現
- ・鉄道施設の耐震化・浸水対策（地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策）
- ・港湾における耐震強化岸壁の整備、高潮対策、非常用電源・電気設備の浸水対策
- ・東京湾岸に集積する火力発電所や製油所のバックアップ機能向上（広域パイプラインや内陸型発電所の整備、石油コンビナートの耐震化、石油製品備蓄の分散化）
- ・災害時の物資輸送や避難、復旧・復興活動における河川を活用した輸送方法の検討
- ・羽田空港における滑走路等の耐震化・液状化対策

②インフラ老朽化対策の推進

- ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた地方公共団体等とのノウハウ共有
- ・区市町村における専門部署創設、技能者確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの観点も踏まえた戦略的な地域インフラマネジメ

ント

- ・メンテナンス産業の育成、ロボット・センサー・ドローン等新技術の開発・導入の加速化
- ・インフラ老朽化対策の重要性に係る住民の理解促進
- ・メンテナンスの生産性向上、新技術導入等の取組みや成功事例の発信

③上下水道施設の耐震化・浸水対策・老朽化対策の推進

- ・浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や、災害拠点病院、避難所、防災拠点等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化推進
- ・地域の総合的な浸水対策の推進に資する下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
- ・上下水道施設における老朽化対策の着実な推進

④地下街の浸水対策・耐震化等の推進

- ・地下街の安心避難対策ガイドラインの周知
- ・地下街の防災対策のための計画策定促進
- ・耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策
- ・位置情報等を活用した誘導設備の導入等に要する補助

⑤老朽マンションの再生・耐震化・解体撤去の促進

- ・マンション建替円滑化法の改正による「除却の必要性に係る認定対象拡充」の周知啓発
- ・マンションの耐震化・再生・解体撤去の促進（マンション建替えの決議要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の迅速な緩和、所在不明者・意思非表示権利者等の議決権からの除外、マンション建替円滑化法による敷地売却決議要件の緩和、現行法では全員同意が必要な建物および敷地の一括売却を一定の賛成率で行うことを可能とする仕組みの検討、区分所有者の建替え費用軽減のための建築規制の緩和による容積率の拡大、同一敷地ではなくマンション建替え用の用地を別途手当てして当該用地を利用した建替え等）

⑥空き家対策・所有者不明土地対策・森林経営管理制度の推進

- ・地方公共団体に対する空き家の活用や除却等への財政支援
- ・空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成
- ・専門家等と連携した相談体制の構築
- ・空き家・空き地バンクの活用
- ・取組み事例紹介サイトを通じた成功事例の横展開
- ・地域福利増進事業の利用促進に向けた周知啓発
- ・森林経営管理制度に係る人材の育成や取組み事例集等の普及促進

⑦防災性の高い街区の整備促進

- ・公園や広場の整備、グリーンベルトの形成
- ・火災発生時に防火壁の役割を果たす建築物（例：墨田区の白鬚東アパート）の整備
- ・木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）の検討
- ・都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体等と連携した取組みの実施（用地取得の国費率の引き上げ）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業における敷地面積最低限度の緩和

⑧感震ブレーカーの導入促進

- ・地方公共団体との連携による密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた感震ブレーカーの効果周知や費用負担の軽減
- ・夜間の発災時に備えた非常灯整備の支援

⑨盛土等土砂災害リスクへの対策推進

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく厳格な対処
- ・人工衛星による観測データ等の活用（地形の改変が行われた箇所を抽出し、広範囲において不適正盛土を効率的に把握）

⑩富士山噴火の被害・課題の速やかな提示

- ・想定される被害・課題、対策についての検討
- ・火山灰の一時集積所の指定や集積場所の確保に際しての広域連携等の検討
- ・適切な降灰対策の啓蒙（降灰を水で流そうとすると固まって排水できなくなる等）

3. 災害・リスクに対する社会的意識の向上

これまでに発生した数多くの災害の教訓を踏まえ、行政・住民・事業者の全ての主体が災害・リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・風水害・感染症等の様々な災害・リスクに備える必要がある。

①多様な視点からの災害対策の推進

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知
- ・防災対策を推進する女性リーダーの育成
- ・公共交通機関・公共空間のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の積極的な推進
- ・官民を挙げた心のバリアフリーの推進
- ・避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとの個別避難計画の作成推進
- ・在宅診療等を継続できる体制の整備
- ・小中学校等における防災教育の継続実施、教材・資料・見学施設等の地域住民・事業者への周知・活用促進

- ・外国人の避難誘導方法の確立（多言語案内表示、訪日外国人向け災害時情報提供アプリの普及、サイン・ピクトグラムの設置等）と民間への周知
- ・観光危機管理の手引書・教材内容の拡充や事業者等への周知強化、地方公共団体や事業者の計画策定支援
- ・観光・宿泊施設等の危機管理体制の強化（人材育成、避難訓練の徹底等）
- ・医療機関の外国語対応力の強化、医療通訳の育成推進
- ・宿泊施設間で往診可能な医師情報を共有する仕組みの構築
- ・外国人の日本の保険加入促進
- ・やさしい日本語や多言語化等を通じた子供や外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信の強化
- ・ハザードマップのユニバーサルデザイン化

②複合災害にも備えた避難所等の生活環境の改善・確保

- ・生活用水利用のための容器の準備、段ボールベッド・簡易トイレの設置
- ・避難所生活での体調変化や病状悪化への配慮
- ・感染症対策、衛生管理・医療支援の体制確保
- ・避難所運営の改善に資する情報の幅広い展開（東京都建築士事務所協会の避難所モデルプランや地方公共団体の避難所運営ガイドライン等）

③感染症発生時の対策に係る周知

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画・ガイドラインの継続的な普及・啓発

④災害・リスク対策に資する施設のストック効果のアピール

- ・災害・リスク対策に資する施設のストック効果の定量化、積極的なPRの実施
- ・インフラツーリズムの振興

以上

<p>2024年度第14号 2024年10月10日 第773回常議員会決議</p>
